

平成 22 年 8 月 27 日

新型インフルエンザ対策本部

新型インフルエンザ (A/H1N1) に対する今後の取組

政府においては、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、その対策に総力を挙げて取り組んできたところである。

先般、8 月 10 日、世界保健機関 (WHO) は、今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) における現在の世界的な流行状況を「ポストパンデミック」とする旨を声明し、今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) は季節性インフルエンザと同様の動向となりつつあるとした。

国内の流行状況については、昨年 8 月中旬に本格的流行に入り、11 月末に流行のピークを迎えた後、今年 3 月末には最初の流行（いわゆる「第一波」）が沈静化した。その後の再流行に備え状況を注視してきたが、現在までのところ、季節を外れての流行の兆しは見られない。この流行により、現在までに、国内で 202 人の方が亡くなられ、推計罹患者数は約 2,077 万人となっている。

このため、政府としては、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、政府全体として緊急的かつ総合的に対処すべき事態は終息しつつあるものと判断し、通常の感染症対策として対応する体制に切り替えることとする。

ただし、今後インフルエンザの流行シーズンを迎える中、国内での再流行の可能性は続いていること、現に一部の国において流行が見られること、一般的にインフルエンザウイルスは変異しやすいこと、世界保健機関（WHO）においても、警戒の継続が極めて重要であるとして、ポストパンデミック期において、サーベイランスやワクチン接種、医療提供に努めるよう勧告していること等から、厚生労働省においては、国内外の情報収集、国民への情報提供・広報、ワクチン接種、医療提供など、対策に万全を期することとする。

また、政府においては、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、高病原性の鳥由来新型インフルエンザが発生した場合に備え、水際対策の体制整備、社会・経済機能維持のための条件整備、ワクチンの接種体制、医療提供体制の整備等について検討し、行動計画の見直しを行うなど、早期に新型インフルエンザ対策の再構築を図ることとする。